

○横手市大森バーベキュー広場管理運営規則

令和8年4月1日  
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、大森バーベキュー広場設置条例（平成17年横手市条例第225号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、施設の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横手市大森バーベキュー広場（以下「広場」という。）の開館時間は、午前11時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 広場の休館日は、4月1日から4月の第3金曜日までの日及び10月の第4日曜日又は第5日曜日のいずれか遅い日の翌日から翌年の3月31日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用の許可)

第4条 広場を使用しようとするものは、市長に申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、許可書を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序の保持に努めること。
- (2) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上必要な指示に従うこと。

(使用の変更)

第6条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、別に定めるところによる。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害等使用者の責めによらない事由により使用ができなくなった場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第9条 条例第10条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第2条、第3条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとし、第4条及び第6条から前条までの規定は、適用しない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。